規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	認可特定保険業者に係る制度整備			
担当部局	金融庁総務企画局企画課保険企画	室 電話番号: 03-	3506-6000(内3573)	e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成23年3月11日			
規制の目的、内容及び必要性等	【目的・必要性】 「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」(平成22年法律第51号)において、平成17年の保険業法改正前から特定保険業を行ってきた団体等のうち、一定の要件に該当するものについて、当分の間、行政庁の認可を受け、その実態に即した監督の下での事業の継続を可能とする「認可特定保険業者」制度が導入されたところであり、同制度を実施するために必要な細目的事項を整備する必要がある。 【内容】 認可特定保険業者に対して、以下のような規制を課すこととする。 ・資産運用の方法として、一定の有価証券、預貯金、一定の金銭信託及びその他行政庁の承認を受けた方法等を規定・業務の健全かつ適切な運営を確保するために講ずべき措置として、重要な事項の顧客への説明を確保するための措置等を規定・業務報告書の記載事項及び財務状況等の開示事項を規定・責任準備金について、保険料積立金、未経過保険料、異常危険準備金及び契約者配当準備金の区分に応じて積み立てること並びにこれらの準備金の積立て方法等を規定・保険計理人の選任を要しない認可特定保険業者の要件及び保険計理人が関与すべき事項等を規定・保険代理業の委託元の範囲及びその業務の範囲を規定・組織再編(保険契約の包括移転、事業の譲渡又は譲受け、合併等)に係る認可申請書の添付書類や公告事項等を規定・保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為等を規定			
	法令の名称・関連条項とその内容		正する政令の一部を改正す る命令第2条、第4条、第5	2、第1条の3、第1条の4 する政令附則第2条〜第4条 5条、第7条〜第17条、第19条〜第35条、第37条
想定される代替案	責任準備金について、保険料積立金、未経過保険料、異常危険準備金、契約者配当準備金に区分し、それぞれ必要な額を積み立てなければならないこととしているが、これに代えて、当該事業年度に収入した保険料の額から当該事業年度に支出した保険金等の額を控除した額を責任準備金として積み立てることとする。その他の事項は本案と同様とする。			
規制の費用	費用の	要素		代替案の場合
(遵守費用)	運営を確保するための態勢整備等に	こ伴う費用、業務報告書の作成 準備金をはじめとする各種準 の選任に伴う費用及び適切な	た 責任準備金の積立に関 備 立金、未経過保険料、	議備金の積立方法は簡便であるため、本案による 関して発生することが見込まれる費用(保険料積 異常危険準備金及び契約者配当準備金のそれ 、保険数理に基づく積立所要額の計算等に伴う :同じ。

認可特定保険業者の業務を監督する行政庁において、認可等の審 査に伴う資用が現場有達民限業者の業務を監督する行政庁において、認可等であり、認可特定保険業 の検査・監督に伴う資用が発生する。 (その他の社会的費用) 特段の社会的費用は発生しない。 (その他の社会的費用) 特段の社会的費用は発生しない。 (その他の社会的費用) 特段の社会的費用は発生しない。 (その他の社会的費用) 特段の社会的費用は発生しない。 (その他の社会的費用) 特別の社会的費用は発生しない。 (その他の社会的費用) 特別の社会的費用は発生しない。 (その他の社会的費用) 特別の社会的費用は発生しない。 (その他の社会的費用) 特別の社会的費用は発生しない。 (大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	(行政費用)			
特段の社会的費用は発生しない。		査に伴う費用や認可特定保険業者の業務の健全性を確保するため	金として積み立てる方法とはなっていない。このため、認可特定保険業者の財務の健全性を維持するために、積み立てられた責任準備金の額や保険金等の支払の原資となる保険料の額が、保険契約者に対する将来債務として合理的な予測に基づき算定される額に照らして適正な水準を満たしているかどうかについて、詳細な検証等を行うことが必要となる。本案の費用に加えて、これらに伴う費用が行政庁において発生する	
認可特定保険業者制度が整備されることにより、特定保険業を行っていていた。	(その他の社会的費用)	特段の社会的費用は発生しない。	の債務を現時点で評価し、これを負債として積み立てるものである。この点、代替案は、この将来履行すべき債務の額に応じた積立方法となっていないため、将来的に、保険給付の履行に支障を来すおそれが高いものと考える。また、この将来の保険給付の履行を確保するため、あらかじめ保険料を高額に設定しておくことで、その履行能力の脆弱性を補完することも考えられるが、この場合、保険契約者から保険料を過大に徴収することとなるため、保険契約者の保護の観点から問題があるものと	
ていた団体については、行政庁の認可を受けることで、一定の規制・ 監督の下で特定保険業を継続することが可能となるとともに、当該規 制・監督による適正な業務運営を通じて保険契約者等の保護が図ら れることとなる。 (1) 費用と便益の関係の分析等) (1) 費用と便益の関係の分析 本案においては、認可特定保険業者が規制に適合するための遵守費用や、検査・監督に伴う行政費用が発生することとなる。一方で、認可特定保険業者制度が整備されることにより、特定保険業を行っていた団体については、行政庁の認可を受けることで、特定保険業を継続することが可能となるとともに、当該規制・監督による適正な業務運営を通じて保険契約者等の保護が図られるという便益が見込まれる。このような便益は、遵守費用や行政費用の発生というマイナスの効果を上回るものと考えられる。 (2) 代替案との比較 代替案は、遵守費用については本案より優れているものの、行政費用及び規制の便益において本案よりも劣る。また、その他の社会的費用については、本案では、保険数理に基づく堅実な計算方法により将来発生が見込まれる保険金等の額に応じた額を責任準備金として積み立てることとしているため、代替案のような費用は特段発生しないものと考えられるものの、代替案は、保険給付の履行に支障を来すおそれが高いため、保険契約者等の保護の観点から問題があるとともに、ひいては認可特定保険業に対する信頼を損ねる可能性があるものと考える。以上より、代替案より本業が優れているものと考える。 有識者の見解その他関連事項 レビューを行う時期又は条件 「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」の施行後5年を目途として、改正後の規定の実施状況、共済に係る制度の整備状況、経済社会情勢の変化等を勘案し、特定保険業に係る制度について検討を加えることとしている。	規制の便益	便益の要素	代替案の場合	
(1)費用と便益の関係の分析等) (1)費用と便益の関係の分析 本案においては、認可特定保険業者が規制に適合するための遵守費用や、検査・監督に伴う行政費用が発生することとなる。一方で、認可特定保険業者制度が整備されることにより、特定保険業を行っていた団体については、行政庁の認可を受けることで、特定保険業を継続することが可能となるとともに、当該規制・監督による適正な業務運営を通じて保険契約者等の保護が図られるという便益が見込まれる。このような便益は、遵守費用や行政費用の発生というマイナスの効果を上回るものと考えられる。 (2)代替案との比較 代替案は、遵守費用については本案より優れているものの、行政費用及び規制の便益において本案よりも劣る。また、その他の社会的費用については、本案では、保険数理に基づく堅実な計算方法により将来発生が見込まれる保険金等の額に応じた額を責任準備金として積み立てることとしているため、代替案のような費用は特段発生しないものと考えられるものの、代替案は、保険給付の履行に支障を来すおそれが高いため、保険契約者等の保護の観点から問題があるとともに、ひいては認可特定保険業に対する信頼を損ねる可能性があるものと考える。以上より、代替案より本案が優れているものと考える。 「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」の施行後5年を目途として、改正後の規定の実施状況、共済に係る制度の整備状況、経済社会情勢の変化等を勘案し、特定保険業に係る制度について検討を加えることとしている。		ていた団体については、行政庁の認可を受けることで、一定の規制・ 監督の下で特定保険業を継続することが可能となるとともに、当該規制・監督による適正な業務運営を通じて保険契約者等の保護が図ら	た団体については、行政庁の認可を受けることで、一定の規制・監督の 下で特定保険業を継続することが可能となるものの、将来的に、保険給	
レビューを行う時期又は条件 「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」の施行後5年を目途として、改正後の規定の実施状況、共済に係る制度の整備 状況、経済社会情勢の変化等を勘案し、特定保険業に係る制度について検討を加えることとしている。	政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	本案においては、認可特定保険業者が規制に適合するための遵守費用や、検査・監督に伴う行政費用が発生することとなる。一方で、認可特定保険業者制度が整備されることにより、特定保険業を行っていた団体については、行政庁の認可を受けることで、特定保険業を継続することが可能となるとともに、当該規制・監督による適正な業務運営を通じて保険契約者等の保護が図られるという便益が見込まれる。このような便益は、遵守費用や行政費用の発生というマイナスの効果を上回るものと考えられる。 (2)代替案との比較 代替案は、遵守費用については本案より優れているものの、行政費用及び規制の便益において本案よりも劣る。また、その他の社会的費用については、本案では、保険数理に基づく堅実な計算方法により将来発生が見込まれる保険金等の額に応じた額を責任準備金として積み立てることとしているため、代替案のような費用は特段発生しないものと考えられるものの、代替案は、保険給付の履行に支障を来すおそれが高いため、保険契約者等の保護の観点から問題があるとともに、ひいては認可特定保険業に対する信頼を損ねる可能性があるものと考え		
レビューを行う時期又は条件 「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」の施行後5年を目途として、改正後の規定の実施状況、共済に係る制度の整備 状況、経済社会情勢の変化等を勘案し、特定保険業に係る制度について検討を加えることとしている。	ー 有識者の見解その他関連事項			
状況、経済社会情勢の変化等を勘案し、特定保険業に係る制度について検討を加えることとしている。				
備考	レビューを行う時期又は条件			
	備考	_		